

さいたま市規則第16号

さいたま市政功労賞表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、市の公益の増進に寄与し、又は永年にわたり市政の振興発展に尽力し、その功績が特に顕著であるものに、さいたま市政功労賞（以下「市政功労賞」という。）を贈り、その功績を表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについて、その功績を表彰する。

- (1) 地方自治の発展に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (2) 地域社会の健全な発展に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (3) 社会福祉の増進又は保健衛生の向上に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (4) 環境保全又は経済産業の振興に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (5) 消防又は防災の向上に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (6) 教育、文化又はスポーツの振興に尽力し、その功績が特に顕著なもの
- (7) 公益のために多額の私財を寄附したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認めるもの

(選定)

第3条 市政功労賞の表彰を受けるもの（以下「受賞者」という。）は、市長がさいたま市政功労者表彰審査委員会の意見を聴いて選定する。

2 さいたま市政功労者表彰審査委員会の組織及び運営は、市長が別に定める。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、受賞者に表彰状（別記様式）を授与して行う。

2 前項に定めるもののほか、受賞者には、記念品を授与することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、受賞者が表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰状（前項の記念品があるときは、これを含む。）を授与する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回、期日を定めて行う。

(表彰の制限)

第6条 市政功労賞の表彰を受けたものは、重ねて市政功労賞を受けることができない。

い。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、市政功労賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年4月30日以前において、合併前の浦和市功労賞要綱（昭和61年浦和市制定）の規定により功労賞を贈られていたもの及び与野市表彰規則（昭和63年与野市規則第33号）の規定により市民功労賞を贈られていたものは、それぞれこの規則の規定により市政功労賞を贈られたものとみなす。

別記様式（第4条関係）

さいたま市政功労賞

氏名

あなたは本市の
に

尽くされ その功績はまことに顕著なものが
あります

よってここにさいたま市政功労賞を贈り

これを表彰いたします

年 月 日

さいたま市長

印